

【意見1】

新リラクタウン構想策定、実施のための会議体「(仮)リラクタウン構想策定委員会」の設置を明記願いたい。

<回答>

障がい者福祉を含めた村の保健福祉施策につきましては、自立支援協議会、保健福祉推進委員会において協議・検討しているところです。リラクタウン構想の検討につきましても、新たな検討組織を設けずに、既存の組織である同協議会・委員会において検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解の程お願いいたします。

【意見2】

P53(2)障がい者福祉施設の整備の推進について、リラクタウン構想の再構築が明確化していない中で、「グループホーム等…」という具体名を入れるのは疑問があるため、「相談、療育、就労、住まい等、障がい児・者の生涯にわたる支援体制の整備検討、推進」に変更願いたい。

<回答>

ご意見を踏まえ、具体的な施設名を省き、施設整備の検討といたしました。

また、施策の中で「障がい者支援施策の推進」の一文を追記するとともに、取り組み内容にも「障がい者・児の生涯を考えた施策の検討」とすることで全般的な内容として表現させていただいております

なお、療育・相談に関しては、平成30年度以降、子育て応援課に子育て包括支援センターの機能を持たせる体制を整備していく方針であり(P45「①母子保健の推進」に追記)、また、保健福祉課内に設置しております地域包括支援センター(相談支援事業所)においても障がい者・児の相談、支援体制を整備しておりますことを申し添えます。

【意見3】

障がい者福祉の基本的な考え方、取組方針として「更別村独自の地域包括ケアシステムの構築(障害に限らない、高齢者、地域住民による共生社会実現に向けた取り組み)」を加えてはどうか。

<回答>

地域包括ケアシステムに関しまして、介護保険法の地域包括ケアシステムが先行しているため、高齢者だけのものと理解されがちですが、厚生労働省ではすべての世代

等を含めた「地域包括ケアシステム」の構築を提唱しており、村としても推進すべきとの考え方から、ご意見を尊重し、取り組み内容の3点目に追記します。

【意見4】

本計画書の項目立てが決まっているため、意見1～3についてはすべて障がい者福祉として記入せざるを得ないのかもしれませんが、内容、実施計画としては組織や制度を横断的に跨いだものになると考えます。

<回答>

ご意見を尊重するとともに、本分野に限らず、必要に応じて組織や制度を超えた連携等により課題の解決に努めてまいります。

【意見5】

基本構想P3の図について、下から上へ向かって基本構想、基本計画、実施計画になるのではないのでしょうか。

<回答案>

基本構想は、本村が目指すべき将来の姿であると考えていることから、図では上部に示しています。基本構想に示す方向性を実現するために、取り組む各分野の施策を「基本計画」、さらに具体的な取組内容（事業）を「実施計画」として各段階で細分化されることから、このような形が理解しやすいものと考えております。